

「介護保険料納入通知書」の読み方

▼以下のいずれかに該当する方に送っています

- 1 令和7年度の介護保険料を、
「普通徴収（納付書）」でお支払いいただく方
- 2 令和7年度の介護保険料を、
「普通徴収（納付書）」と「特別徴収（年金天引き）」
でお支払いいただく方

1 枚目

電話等で問い合わせるときは
「被保険者番号」をお伝えください。

「被保険者氏名」に記載されている方の
介護保険料についての通知です。

●あなたの介護保険料を決定しましたので、お知らせします。

被保険者番号	000000000	賦課年度	令和6年度
被保険者氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇		
決定年月日	令和 年 月 日		
決定理由			

様

被保険者番号 000000000

**算定の基礎データを基に
介護保険料を決定**

本人課税区分	***
世帯課税区分	***
合計所得金額	*****
課税年金収入額	*****
所得段階別保険料額	*****
加入月数	***
保険料額①	*****

納付済額は、令和 年 月 日 までの納付状況です。
納めた保険料は、納付の確認に日数がかかるため、
最近の納付額が含まれていない場合がありますので

保険料額	①	円
内 仮徴収額	②	円
特徴本徴収額	③	円
普通徴収額	④	円
納付済額	⑤	円
未納保険料額	⑥=①-⑤	円

保険料の納め方

金融機関名	
口座番号	
口座名義	

納付方法が記載されています。
明細は次のページをご覧ください。

当該通知により決定した介護保険料額です。

内訳には、保険料をどのような割合（方法）で納めていただくかが記載されています。

- ・ 仮徴収額... 4 月・6 月・8 月に支給された年金から年金天引きで納めていただく金額です
- ・ 特徴本徴収額... 10 月・12 月・2 月に支給された年金から年金天引きで納めていただく金額です
- ・ 普通徴収額 ... 納付書（多摩市介護保険料納入済通知書）や口座振替により納めていただく金額です

- ① 介護保険料の算定基礎となるデータ（段階算定内訳）を基に、「所得段階区分」を決定します。
- ② ①で決めた段階の年間保険料額（12ヶ月分の金額）です。
※段階別の保険料額は、2枚目の通知の右側（●介護保険料（令和6年度））に掲載しています。
- ③ ②に記載の「所得段階別保険料額」 ÷ 12 × 加入月数により保険料額を決定しています。

※加入月数は保険料がかかる月数を記載しています。原則12ヶ月ですが、令和7年4月1日以降に資格取得（転入した・65歳の誕生日を迎えた等）された方は資格取得日に応じた月数が記載されます。

2 枚目（左側）

保険料額のうち、普通徴収（納付書）で支払う分の保険料額とその内訳が記載されています。保険料は通知に同封の「多摩市 介護保険料 納入済通知書」を使ってお支払いください。

●介護保険期別保険料額

期 別		保険料額	納 付 済 額	今 後 納 付 保 険 料 額	納 期 限
介護保険料	*****	円	0 円	円	
普 通 徴 収 分	普徴合計 *****	円	0 円	円	
	第 1 期 *****	円	0 円	円	令和 年 月 日
	第 2 期 *****	円	0 円	円	令和 年 月 日
	第 3 期 *****	円	0 円	円	令和 年 月 日
	⋮				
特 別 徴 収 分	特徴合計 *****	円	円	円	特別徴収義務者 ○○○○○
	1 0 月 分 *****	円	円	円	特別徴収対象年金 ○○○○○
	1 2 月 分 *****	円	円	円	○
	2 月 分 *****	円	円	円	翌年度特別徴収仮徴収額 (4 月・6 月・8 月) ○○○○○ 円

●普通徴収・・・納付書又は口座振替によるお支払いです。 ○特別徴収・・・年金からの差し引きによるお支払いです。

* 保険料額のうち、特別徴収（年金天引き）での支払い分がある方はその分を差し引いた残額を、納期の数で分けて、各納期限までの支払い額を決定しています。

* 普通徴収（納付書）の納期限は原則 7 月から翌年 2 月までの 8 回です。納期限は原則月末（1 2 月は 2 6 日）ですが、月末（または 1 2 月 2 6 日）が土日祝日に当たる場合は、翌営業日が納期限となります。

* 普通徴収の保険料は、口座振替で納めていただくことも可能ですが、別途手続きが必要となります。

手続きは「多摩市介護保険料預金口座振替依頼書」を、振替開始を希望する納期の 1 か月前までに、

指定した預（貯）金口座のある「取扱金融機関」窓口に出してください。

保険料額のうち、特別徴収（年金天引き）で支払う分がある方は、その保険料額と内訳、特別徴収する年金の種別が記載されています。また、2 月分の年金から特別徴収される予定の方は、翌年度（令和 8 年）4・6・8 月支給の年金からの徴収予定額が「翌年度特別徴収仮徴収額」欄に記載されています。